

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第33回）審議概要

開催日時	平成30年6月7日 14:00		
場所	下関市役所本庁舎新館5階大会議室		
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭） 足立 俊輔（大学准教授）		
審査対象期間	平成29年10月1日 ~ 平成30年3月31日		
審査対象総件数	236件	（抽出工事名称）	
及び 抽出 事案	条件付一般競争入札	161件	・南部町がけ崩れ災害緊急対策工事
	指名競争入札	60件	・長府浄水場～日和山浄水場間送水管布設工事（第6-5工区）
	随意契約	15件	・H29大谷斎場火葬炉改修工事
議事事項	総合評価方式の見直しについて		
議事事項及び委員からの意見・質問、それに対する回答等	議事項目、意見等	別紙のとおり	
	審議結果、回答等	別紙のとおり	
指名停止措置の運用状況報告	1件1者		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

別紙

・審査対象について	
<p>市長部局分の解体工事について4件あるが、落札業者が1者に偏っているように見受けられる。偶然か、それとも何か要因があるのか。</p> <p>下関市本庁舎本館解体撤去工事について、金額が大きいが単体発注となっている。JVにできなかった理由はあるのか。</p> <p>業者の方に広くチャンスを与えるという意味で1者に偏らないような参加資格、入札のメンバーを考慮し、広く公平に入札が行われるようにお願いしたい。</p>	<p>たまたまである。参加業者は2者以上であった。</p> <p>設計金額が1億5千万円を超える案件で、市では議会の議決を経て契約を締結する議案工事に該当する。内部の委員会である第一審査委員会においてJVで発注するか単体で発注するかを協議している。今回は当該委員会の中で単体での発注と決定した。</p> <p>幅広く条件を設定しており、実際に3者以上参加している。指摘のあった件に関しては検討したい。</p>
・南部町がけ崩れ災害緊急対策工事	
<p>P26の入札結果で4者が辞退となっている。以前、辞退理由は聞かないと聞いたが、金額が合わないなど理由が分かれば教えてほしい。理由が分かる方がより多くの業者の入札が入ることができ、競争に透明性が生まれるというところで、今後理由が聞けるような体制がとられるか、そういったことを考えているか聞かせてほしい。</p> <p>辞退の理由を聞く制度を設けることなどは、今のところ考えていないということか。</p>	<p>現時点では、辞退した業者に個別に理由は聞いていない。9者参加申込みがあったが、5者が実際に入札に参加しており、競争性が確保できているということで特に確認をしていない。不調となった場合には、なぜ不調になったか設計担当課から確認を取ってもらう。辞退理由の確認について検討する。</p> <p>年間百数十件発注するので、辞退された度に確認すると事務手続きが煩雑になるため、特に今のところ予定はないが、今後、他市の事例も参考にしながら検討したい。</p>

<p>法面工事ということだが、入札に参加した業者は、アンカーを打ったり、ラス張りをしたりなどといった法面工事の実績や経験のある会社なのか。経験がないのに入っているということはないか。</p> <p>こういった工事の経験があるということか。</p>	<p>入札参加資格の設定があり、今回の工事では法面工事の施工実績があるものということになっている。過去に実績があるか、市で確認ができるので確認し、入札参加の承認をしている。</p> <p>そうである。</p>
<p>・長府浄水場～日和山浄水場間送水管布設工事（第6 - 5工区）</p>	
<p>P33の入札の経緯及び結果のところでも半分以上が予算超過となっているが、もともとの設定金額が低かったという見方があるのかどうか。</p> <p>偶然6者が高く見積もったということか。</p>	<p>設計金額は歩掛に基づいて積算しており適正であったものと考えます。</p> <p>そうである。</p>
<p>・H29大谷斎場火葬炉改修工事</p>	
<p>過去の火葬炉及び関連設備の改修工事は全てA者との随意契約であったか。</p> <p>ほかの業者が入ったということはないか。</p> <p>改修工事はなぜあるのか。</p> <p>A者以外に施工のできる業者はないのか。</p>	<p>全てA者である。</p> <p>ない。</p> <p>計画では、耐用年数10年ということにしており、年間1炉250件、10年で2500件を目処に改修工事を行ってきたが、予算等もあり、昨年度から、6年間で12炉改修工事をするという計画を立て改修工事を始めた。</p> <p>製造業者でしか、この燃焼設備のノウハウを持っていないので、この業者以外は大谷斎場の炉は施工ができない。</p>

<p>火葬炉を作っている業者は全国に複数あるはず。</p> <p>もともとA者が作ったためということか。</p>	<p>全部は把握してないが、大手では3者が作っていると聞いている。</p> <p>そうである。</p>
<p>・審議</p>	
<p>最低制限価格の算出について、直接工事費の10/10、共通仮設費の9/10など施行令で決まっているのか。今までの計算は、ここまですていなかっただけでは。</p> <p>以前からこれを使っているのか。</p> <p>土木工事に限らず最低制限価格の算出は同じものが使われるのか。</p> <p>これは下関市が独自に策定しているのか。</p> <p>大谷斎場の件で、広く呼びかければA者の他に、他の業者でより良い提案をされる場合があり得るのでは。業者によっては色々なノウハウがあると思う。A者は確かに大谷斎場の炉を作っておりノウハウがあるかもしれないが、改修工事という部分では、他の業者も色々な新しいアイデアや工夫を持っているかもしれないので、呼びかけたほうが良いのではないかと。</p> <p>大谷斎場の炉は12基とも全てA者製か。</p>	<p>要綱を策定しており、その中に直接工事費は10/10、共通仮設費は9/10、現場管理費8/10、一般管理費は7/10など設定しており、そのトータルが最低制限価格である。入札の際に業者にも開示している。</p> <p>平成27年10月から使用している。</p> <p>原則は、同じである。</p> <p>山口県でもほぼ同じである。少しパーセンテージが違うが、だいたいこのくらいのパーセンテージである。</p> <p>設置した業者が一番精通しているため、改修工事についてもその業者に任せたいほうが安心であり、仮に他の業者が改修工事をし不具合が生じた時に、どちらが責任をとるかというところも難しいところであり、現時点では設置した業者と随意契約を行っている。この件に関しても他市の事例等を研究したい。</p> <p>そうである。</p>

<p>抽出事案の審議は、意見をまとめておくということによいか。</p>	<p>異議なし。</p>
<p>・総合評価方式の見直しについて（市長部局・上下水道局）</p>	
<p>履行確実点は5点か0点ということか。また、解体工事を除いた理由は。</p> <p>調査基準価格未満であれば0点、少しでも超えていれば5点がつくということか。</p> <p>この制度を取り入れる効果があるのか。</p>	<p>履行確実点は5点か0点のいずれか。また、解体工事を除いた理由だが、1つには県がこの5月から既の実施しており、県においても解体工事については対象外としているということである。県が解体工事を除外している理由は、解体工事については予定価格よりも非常に低い入札価格で落札しているケースが多く、ある程度の工事の品質が確保されていることを踏まえて、解体工事については一概に履行確実点は適用せずに除外すると聞いている。本市もそれに倣っている。</p> <p>調査基準価格と同額以上であれば5点である。</p> <p>履行確実点の導入は事業者側のメリットが非常に大きい。3点ほどあるが、1点目はダンピング受注を防止するということで、適正な利潤を事業者側に確保してもらえらることである。それにより工事の品質確保が図られ、下請け事業者へのしわ寄せもなくなる。2点目は、29年度に総合評価方式を適用した工事は、解体工事を除くと32件あり、そのうち低入札価格調査対象工事が21件で、約66%占めている。特に土木系工事に限った場合は、23件中20件がこの低入札価格調査対象工事で約87%占めており、履行確実点を導入することによって対象工事が大幅に減少する見込みのため、事業者側の事務負担、市の調査等が軽減される。最後に3点目としては先ほど説明したとおり、低入札価格調査に2週間期間を要しているため、調査がなくな</p>

<p>今までの確実性の度合いはどこが悪かったのか。</p> <p>5点加算することで劇的な効果があるのか</p>	<p>ることで事業者側の工期を十分に確保できるというメリットがある。</p> <p>調査基準額、いわゆる低入札価格以下で入札された業者については、ダンピング受注の可能性を調査し、調査した結果、問題がないということであればその業者と契約締結する。低入札価格以上で入札する業者に対しては、金額が高いということは当然利潤も確保され、しっかりとした工事をするにもかかわらず、その部分が評価されていないということで、今回、履行確実点を県に倣って導入することとなった。基準ぎりぎりに入札する業者が落札しているのに、調査基準額以上で入札する業者は金額が高いから落札できなかった。そこを履行確実点で評価してあげるのが一番の理由である。</p> <p>ある。特別簡易型は10点に更に5点で、5点はウェイトが高いため、業者は低入札価格以上で入札すると思われる。</p>
----------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>下関市優良工事事業者表彰について</p>	
<p>この件を委員会にかけるそもそもの趣旨は。</p> <p>公正ということであれば、点数等を載せてもらわないと業者名だけ書かれても何をどう評価していいかわからない。どういう趣旨なのか。公正といえるのか。</p>	<p>より公正公平な立場からこの選考についてご意見を伺いたい。例えば市側の一方的な考え方に基づいてある特定の業者ばかりが表彰されているといったことがあれば問題なのでご確認いただいてご意見を伺いたいということである。</p> <p>資料が少なく申し訳ない。この表彰の対象となるのが、1つは工事成績で80点以上等であれば市で審査する以前に自動的に表彰対象となるので、該当規定が1号、2号と書いてあるものについては市の恣意的な判断で選ばれているということはない。こちらにつ</p>

<p>第4条の推薦を受けて第5条の決定という形か。推薦された方は下関市公</p>	<p>いては問題はないと思っている。 今回4者ほど推薦で選ばれた業者がある。該当規定が4号ということになっており、市に貢献したということで、推薦を受けて表彰対象となっている。以前は推薦を受けて表彰をされるという業者が非常に多かったが、段々この割合が減っており、今年度はこの4者のみとなっている。以前であれば様々な会社が推薦を受けて表彰をされ、その推薦の理由が本当に表彰に値するかということについて議論があったが、段々と数が減り、今年度は4者だけということであったため、以前に比べて意見を伺う場面が減っているかもしれないという状況ではある。推薦の理由を補足で説明すると、工種別のところでいくとB者、C者の2者が4号で推薦ということであるが、これについては災害の関係である。豊田町にある業者だが、災害時の応急復旧業務に携わったということで予め災害時の連絡体制を整えるなどして迅速に応急復旧業務にあたり市に貢献したということである。豊田町で発生した災害にほとんど2者で対応にあたったということで推薦に上がっている。また、D者、E者であるが、この2者については工事場所が非常に狭隘な場所で機械を搬入することが難しく、人力で機械を持って入るなど、人力に頼ってやらないといけないというような現場環境であったが、そうした難しい現場条件の中で特に住民とのトラブルを起こすことなく品質も確保しながら工事を行ってくれたことについての推薦であった。</p> <p>そうである。点数で決まるところは基本欠格事項に該当しない限りは表彰</p>
------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

共工事改革推進委員会が選考したところで、その他の点が確実なところはこういった表彰対象の決定という審議ではなく、推薦枠だけこういった審議がされるということでしょうか。

幹事会や委員会等で落ちることもあるのか。

該当規定3号は今まであったのか。29年度はなかったようだが。該当規定の3号に該当する基準や規定があれば。

当該規定に「工事の品質または施工状況等が特に優れており」と書いてあるが、2号のままになってしまうのでは。「完成した工事の品質・施工状況が特に優れている」ということはどのように判断するのか。

する。推薦で上がってきた業者について課長級の幹事会や部長級の委員会で審議、選考する。

今年度も推薦された業者はこれ以外にもあったが、年間平均工事成績が何点以上でないといけないというラインをあらかじめ定めており、推薦があっても、一定ライン以上の成績を収めていない業者はお断りしている事例もある。今年度もそういった事例が1件あった。

本年度、3号で該当した業者はなかった。昨年度もなかった。28年度第1回目の時には3号で選ばれている業者が何者かあった。3号で表彰、推薦する場合、契約課の内規として定めているものだが、前年度に完成した工事の平均成績が一定の点数以上の業者でないと3号では表彰しないという最低ラインの基準を設けている。

2号は金額の要件が決まっており、500万円以上の工事が対象となっている。それに対して3号、4号は金額の設定がなく、3号と4号は小さい工事しか受注しない業者が主に対象となっている。1号、2号の場合は500万円以上の工事を請け負っていないとそもそも表彰の俎上に上がってこないが、500万円未満の工事をしている業者がしっかりと工事をしたにもかかわらず表彰されないというのでは不公平ではないかということで3号あるいは4号で表彰するという規定を設けている。その部分が、3号が1号、2号と違うところである。

<p>3号は請負金額が少ない業者に対してのものと考えてよいか。</p> <p>この件は了解等意見があるのか。異議がなければよいのか。</p> <p>意見なし。</p>	<p>良い。契約金額が少額のもので品質が良かった業者が表彰されるということで考えている。</p> <p>ご意見があればお願いします。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------